

10 客席

【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備します。
- ・出入口から容易に到達でき、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置に車いす使用者用のスペースを設けるほか、聴覚障害者等の利用への対応を考慮します。

整備基準

解説

(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者用区画を、全客席数に200分の1を乗じて得た数(当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10)以上設けること。

(2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。

ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

イ 床面は、高低差がないものとする。

(3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9$ 2区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75$ 4区画以上

- ・85 cmとは、車いす使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車いす及び電動車いすのJIS規格上の全長です。

- ・120 cmとは、車いすで通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・p.128(「床(路面)仕上げの考え方」)参照

- ・120 cmとは、車いすで通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

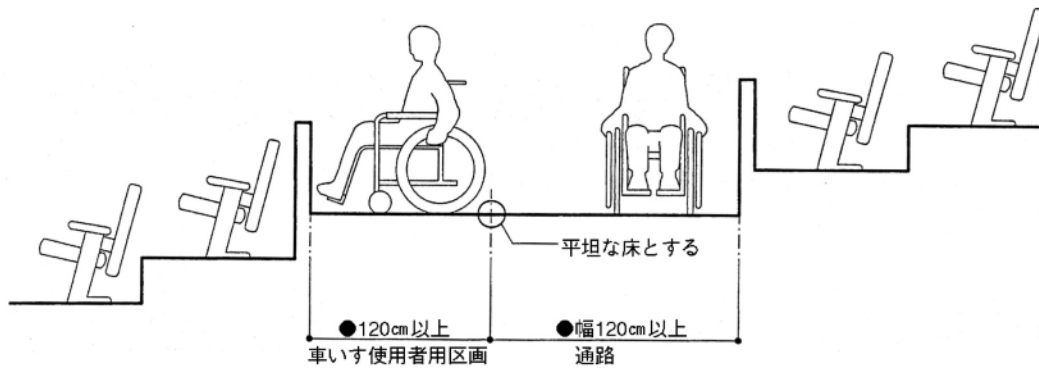
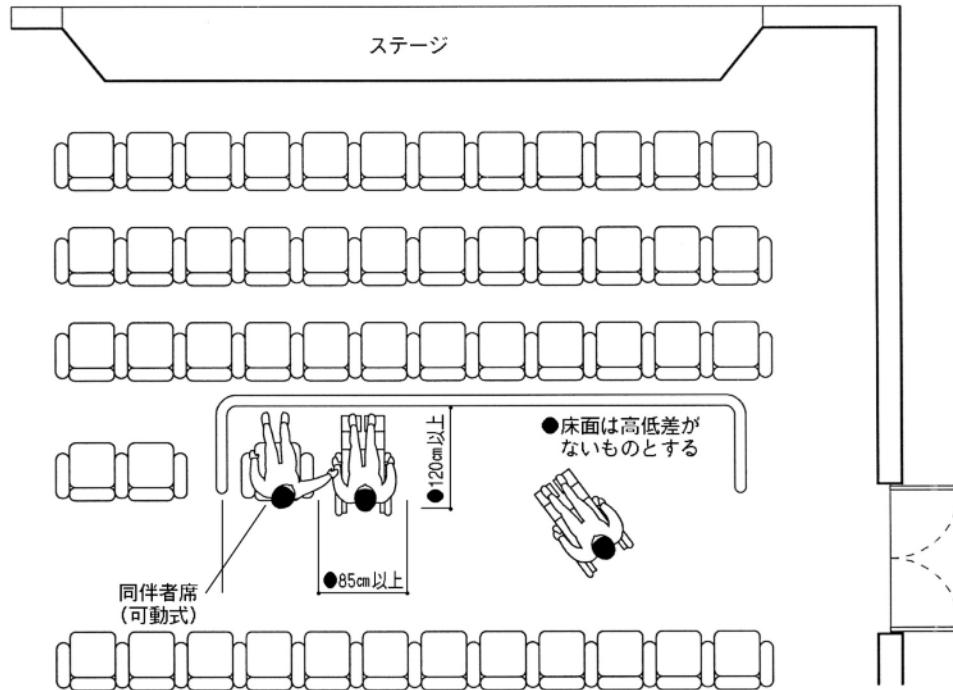
- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

下記以外の建築物

整備例

- : 整備基準 (.....は条例第5章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準)
- : 整備が望ましい項目

■客室の整備例



< 規則別表第1の1 >

- (1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できる区画（以下「車いす使用者用区画」という。）を、全客席数に200分の1を乗じて得た数（当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10）以上設けること。
- (2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
- イ 床面は、高低差がないものとする。
- (3) 利用円滑化基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。
- (ア) 手すりを設けること。
- (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (ロ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (ハ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (ニ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (ホ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9$ 2区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75$ 4区画以上

- ・85 cmとは、車いす使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車いす及び電動車いすのJIS規格上の全長です。

- ・120 cmとは、車いすで通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・p.128（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・120 cmとは、車いすで通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車いすとすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

整備誘導基準

条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあつては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

解説

- ・p.116（「6 整備誘導基準」の「5 集団補聴設備」）参照

整備が望ましい項目

- ・スクリーン及びプロジェクター等、要約筆記の内容を会場に映し出すことができる設備を設けること。

解説

- ・要約筆記とは、聴覚障害者に、話の要点をその場で文字にして伝える通訳のことです。

11 増築等の場合の適用範囲

【基本的な考え方】

- ・増築等の場合において、当該増築等に係る部分に至る経路が既存部分を経由する場合は、経路を構成する既存部分についても、これまで述べてきた整備基準に基づいて整備する必要があります。
- ・便所や駐車場が既存のものみの場合は、それらについても同様です。

整備基準

解説

<ハートビル法施行令>

第十五条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において「増築等」という。)をする場合には、第七条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第六号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場
- 六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

<条例>

第35条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物(第25条各号に掲げる特定建築物を含む。))にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合には、第28条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号の部分にある利用居室、特定利用居室又は住戸等(以下この条において「利用居室等」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所
- (4) 第1号の部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号の便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路
- (5) 高齢者、身体障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設(前号の駐車場に設けられるものに限る。)から第1号の部分にある利用居室等までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路

- ・条例第25条で追加した特定建築物に対しては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用されます。(ハートビル法施行令第16条、条例第36条)